

行政現況調査票 調整項目リスト

部会名	総務部会	分科会名	議会・監査	大項目	議会	中項目	議会事務局	
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容		調整する時期の振り分け	実施日
015 001 済	議員定数及び任期				合併後最初に行われる選挙での議会議員の定数 38人（選挙区：鶴岡市23人、藤島町4人、羽黒町・櫛引町・温海町各3人、朝日村2人） 地方自治法第91条第7項に規定する定数（新市の議会議員定数）34人		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.10
015 002	常任委員会の設置		市と町村とでは、設置数や所管事項等が異なる。		新たな議員定数を基本に調整する。（現行法では、常任委員会の設置数の規定はなく、条例で定めることとしている。）		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会
015 003	議会運営委員会の運営		構成や運営内容等は異なるが、設置については共通。		・委員構成は新たな議員定数を基本に調整する。 ・運営については、当面鶴岡市の制度を適用する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会
015 004	特別委員会の設置		予算・決算特別委員会については、全市町村がほぼ共通だが、その他については地域性のあるものがある。		予算・決算特別委員会については従来通り（但し、議長を入れるかどうかは要調整）とし、その他は地域性等を考慮しながら調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降

行政現況調査票 調整項目リスト

部会名	総務部会	分科会名	議会・監査	大項目	議会	中項目	議会事務局	
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容		調整する時期の振り分け	実施日
015 005	議員全員協議会の開催		全市町村共通。		鶴岡市の例を基本に調整する。 ～全市町村共通であるため、従来通り に行う。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 006	会派及び政党構成		会派制を採用している市町と、していない町村がある。 (採用：鶴岡市、藤島町、羽黒町)		鶴岡市の例を基本に調整する。 ～会派制を前提に調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.10 以降
015 007	総括質問（総括質疑）		総括(代表)質問を実施している市町と、していない町村がある。 (実施：鶴岡市、温海町)		鶴岡市の例を基本に調整する。 ～総括(代表)質問を実施する。但し、 持ち時間等運用内容は調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.12 定例会
015 008	一般質問		実施については共通だが、通告や持ち時間等運用内容は異なる。		新たな議員定数により、持ち時間等の調整を行う。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.12 定例会

行政現況調査票 調整項目リスト

部会名	総務部会	分科会名	議会・監査	大項目	議会	中項目	議会事務局	
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容		調整する時期の振り分け	実施日
015 009	請願・陳情の取扱い		取扱いの詳細は若干異なるが、基本的に全市町村共通事項である。		鶴岡市の例を基本に調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 010	意見書の取り扱い		取扱いの詳細は若干異なるが、基本的に全市町村共通事項である。		鶴岡市の例を基本に調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 011	会議録		全市町村共通。		鶴岡市の例を基本に調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 012	議会だより		発行については共通だが、内容には地域性もあり、編集委員会の持ち方、編集方法等に違いがある。		引き続き発行することとするが、内容については、新たな編集委員会で決定する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降

行政現況調査票 調整項目リスト

部会名	総務部会	分科会名	議会・監査	大項目	議会	中項目	議会事務局	
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容		調整する時期の振り分け	実施日
015 013	議会の傍聴		議会傍聴は共通だが、議会中継については対応が異なる。 （議会中継の実施：藤島町、櫛引町、温海町）		議会中継については、すでに実施している町もあるため、システム等の検討を行うなど実施する方向で調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会
015 014	議員報酬等		市と町村で報酬額が異なる。		新たな議員定数や財政、類似都市の状況等総合的に勘案のうえ調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.10
015 015	費用弁償		費用弁償の額等に違いがある。		根拠条例等の調整結果に従う。 （対象が議会議員だけでないため）		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会
015 016	政務調査費		交付額が異なる。 （朝日村は交付していない）		新たな議員定数や財政、類似都市の状況等総合的に勘案のうえ調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 または H17.12 以降

行政現況調査票 調整項目リスト

部会名	総務部会	分科会名	議会・監査	大項目	議会	中項目	議会事務局	
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容		調整する時期の振り分け	実施日
015 017	他市町村への行政視察		新たな議員定数による財政負担等。		全市町村共通であるが、財政面等の検討も踏まえて調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 018	中央省庁重要事業要望		実施している市町村と、していない町がある。 （実施：鶴岡市、羽黒町、櫛引町、温海町、朝日村）		新たな体制の中で実施の有無を含め検討する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 019	事務局体制		議会事務局設置条例及び同規程の整備		新たな議員定数に応じ、類似都市の実態等も勘案しながら調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会
015 020	議長等の日程調整		全市町村共通の業務。		鶴岡市の例を基本に調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降

行政現況調査票 調整項目リスト

部会名	総務部会	分科会名	議会・監査	大項目	議会	中項目	議会事務局	
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容		調整する時期の振り分け	実施日
015 021	付属機関・審議会等への委員選出		全市町村共通事項だが、地域によって異なる組織等もある。		法の規定によるものを除き、選出の有無を含め、新たな議会体制で検討する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 022	各種懇談会		全市町村共通事項だが、地域性により異なる会合等もある。		新たな議会体制で検討する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 023	議員共済		全市町村共通の業務。		市議会議員共済会の定款・規則等を適用する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.10
015 024	慶弔関係		全市町村共通事項だが、給付内容等については、市と町村とで異なる。		原則として、鶴岡市の例によるが、町村における独自性も考慮して調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降

行政現況調査票 調整項目リスト

部会名	総務部会	分科会名	議会・監査	大項目	議会	中項目	議会事務局	
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容		調整する時期の振り分け	実施日
015 025	文書管理		新たな「議員必携」の作成と旧市町村の文書の保存等。		合併前文書の保管、管理等も含め新市の文書管理規程によるが、当面は鶴岡市の例による。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 026	議会運営経費経理業務		全市町村共通の業務。		新市における財務規則と議会事務局規程等によるが、当面は鶴岡市の例による。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 027	備品・議員控室管理費等		全市町村共通の業務。		鶴岡市の例を基本に調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.10
015 028	他市町村からの行政視察受け入れ		全市町村共通の業務。		鶴岡市の例を基本に調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降

行政現況調査票 調整項目リスト

部会名	総務部会	分科会名	議会・監査	大項目	議会	中項目	議会事務局	
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容		調整する時期の振り分け	実施日
015 029	本会議、各委員会の資料作成・会議録作成		全市町村共通の業務。		鶴岡市の例を基本に調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会
015 030	会議録検索システム業務		現在、実施しているのは、鶴岡市と温海町のみ。		鶴岡市と温海町のシステムを検討し、効率的な手法を選択する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 031	議会図書室維持管理業務		全市町村共通の業務。		鶴岡市の例を基本に調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 032	議会ホームページ管理業務		現在、実施しているのは、鶴岡市、羽黒町、温海町、朝日村の4市町村。		議会報と同様に、新たな体制によって決定する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降

行政現況調査票 調整項目リスト

部会名	総務部会	分科会名	議会・監査	大項目	議会	中項目	議会事務局	
管理番号	事務事業名		課題（調整が必要な項目・内容）		調整内容		調整する時期の振り分け	実施日
015 033	各種資料、統計、情報収集調査		全市町村共通の業務		鶴岡市の例を基本に調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
015 034	市政概要発行業務		全市町村共通の業務		鶴岡市の例を基本に調整する。		1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	H17.11 臨時会 以降
							1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	
							1、合併まで 2、経過措置 3年以内 5年以内 5年超 3、当面従来通り	